令和５年５月8日

学校施設開放事業の感染症の対策について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　山武市教育委員会

～共通事項～

〇利用にあたって

・感染症対策が取れない団体については使用を控えてください。

　また、対策が未実施である。もしくは虚偽の報告を行っている等が発覚した場合には、使用停止の措置をとることがあります。

〇利用前について

・団体責任者は施設入場前に利用者全員の体調確認を行ってください。体調不良がみられる方は学校施設に入らないでください。

・消毒資材及び手洗い用の石けん等は各団体にて全てご用意ください。消毒液、石けんの他、拭き上げ用の雑巾やバケツ等を含めて、学校の備品は使用することを厳禁とします。

・許可を受けている備品以外のものは使用を禁止します。

〇利用中について

・マスクの着用について、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。

・利用にあたっては、「3つの密」の回避、人と人との距離の確保を推奨します。

〇利用後について

・グラウンド・体育館内（トイレ含）にごみが落ちてないことを確認してください。

　また、利用中に出たごみについては、必ずお持ち帰りください。

・手が触れる場所（ドアノブ、用具類、トイレ、水道の蛇口、電気のスイッチ等）全てを消毒してください。

・消毒作業は利用時間内に全て終了することとし、消毒作業に使う時間を考慮して活動を行ってください。

～体育館利用団体～

・2方向以上の換気を設ける等定期的な換気を推奨します。

・体育館使用後は床清掃（モップがけ）を必ず行い、使用した清掃用具についても手が触れた部分の消毒を行ってください。

～グラウンド利用団体～

・グラウンド使用後は、トイレ・水道のほか、グラウンド整備に使用したトンボ等について消毒・清掃を行ってください。

・唾や痰を吐かないでください。

～最後に～

感染症対策を実施しているか職員が確認させていただくことがあります。

内容について、ご不明なところがありましたらスポーツ振興課（0475-80-1461）までご連絡ください。